

## 中山一生市長に対する問責決議

元副市長・元職員・職員の3名の本市職員及び元社会福祉協議会理事が、官製談合防止法違反の疑いで起訴された。この事件により、本市行政に対する市民の信頼は完全に失墜する不祥事となりました。

背景には、外部の者による市政運営及び職員人事等に介入があり、その結果、職員に多くの犠牲とストレスを与えたことは、市長のガバナンスの欠如であり、管理・監督する立場である責任は極めて大きい。

今、市政に求められることは、失われた信頼を取り戻すことである。

そのような中、中山市長は、6月議会に新たな副市長の選任議案提出に向けて各議員等に調整を進めたが、賛同を得ることができないと判断し選任議案の提案を見送った。

しかし、6月議会閉会2週間後に、議会に説明することなく、市長にある人事権を行使し、独断で同一人物を特定任期付職員として採用し、さらに人件費に係る補正予算の専決処分も行った。

専決処分については、本来は議会が議決しなければならない事件を、住民サービスの停滞を防ぐという観点から、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき等において、例外的に市長が議会の議決に代わり意思決定することと認識しているが、今回の行為は、市長都合によるものであり、客観的にみても議会を招集する時間的余裕が無かったとは認められない。

このような市長の対応は、市民の代表である議会の理解を求めようとせず、二元代表制の一翼を担う議会を軽視したものと云わざるを得ず、市政の混乱に拍車をかける行動である。「議会の力がなければ信頼回復を進めることができない」「市政の混乱を一日でも早く收拾し、再発防止策を徹底するなど、市政への信頼回復が急務」との自身の発言とも矛盾するもので、誠に遺憾である。

よって、龍ヶ崎市議会は、審査の結果、不承認となった報告第1号について、龍ヶ崎市長中山一生氏に対し、地方自治法第179条第4項の規定に基づき、総務省が制度改正時に示した将来に向かって必要な是正措置を早期に講じるとともに、このような政治的手法を使わないよう求め、猛省を促し、その責任を強く問うものである。

以上、決議する。

令和3年9月15日

龍ヶ崎市議会